

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ケアセンター南大井（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰と在宅生活の支援を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
- ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます
- ③ 身元引受人は、入所期間内に利用者の退所先である自宅退所が出来ない場合は、退所先施設を探す責任を負います
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができることと判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を越えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
 - ⑧ 介護保険料の滞納等で保険給付制限について、利用者及び身元引受人が当施設に対し申告しなかった場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく当該サービス利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の26日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 当施設は、入所時に保証金を預かる場合は利用者又は身元引受人より同意を得たうえで、入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計3ヶ月分相当額600,000円をお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時にお支払いの過不足を清算することといたします。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者本人の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関（高齢福祉課・保健センター・警察署）に対して速やかに連絡します。

(治療に伴う撮影)

第12条 当施設では、利用者の傷や褥瘡等の皮膚状態を、治療を目的として写真撮影し、ケアチームとの連携を図るために使用することがあります。これは、利用者の適切な医療・看護ケアを提供し、病状の経過や治療効果を適切に評価するために行われます。写真撮影された情報は、利用者のプライバシー保護の観点から厳重に管理され、ケアチーム内での共有にのみ使用されません。

(要望又は苦情等の申出)

第 13 条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 14 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(約款に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定めのない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設ケアセンター南大井のご案内
(令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設ケアセンター南大井
・開設年月日	平成12年5月1日
・所在地	東京都品川区南大井5-19-1
・電話番号	03-5753-3901
・ファックス番号	03-5753-3955
・施設長名	尾辻 瑞人
・介護保険指定番号	介護老人保健施設(1357080864号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理のもとでの介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)や指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ケアセンター南大井の運営方針]

1. 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
2. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
3. 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
4. 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者の「自主性」と「選択する力」を大切にしながら、その人らしく過ごすことができるようサービス提供に努める。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
6. 利用者の個人情報の保護は、社会福祉法人さくら会個人情報保護に関する規程に則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

職 種	人員数	職務内容
管理者	1名	従業者の総括管理、指導
医 師	1.05名	日常的な医学的対応
看護職員	11名	医師の指示に基づく医療行為など
介護職員	28名	施設サービス計画に基づく介護
支援相談員	1名	施設での生活全般に対する相談など
介護支援専門員	1名	施設サービス計画書の立案など
理学療法士	1名	リハビリテーションの実施など
作業療法士	1名	リハビリテーションの実施など
管理栄養士	1名	栄養管理、栄養ケアマネジメントなど
事務員	適当数	事務の処理など

* 当施設では上記の人員以上の配置をしております。

* 夜勤については、看護職員1名、介護職員4～5名の体制です。

(4) 入所定員等

- ・定員 100名（うち認知症専門棟 44名）ショートステイ含む
- ・療養室 個室 10 室、 2人室 3 室、 4人室 21 室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分
昼食 12時00分
夕食 18時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ クラブ活動
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ① 名称 いすゞ病院
住所 品川区南大井 6-21-10
- ② 名称 東京品川病院
住所 品川区東大井 6-3-22
- ③ 名称 第三北品川病院
住所 品川区北品川 3-3-7

・協力歯科医療機関

- ・名称 品川歯科医師会
- ・住所 品川区西五反田 6-25-12

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「緊急時連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 : 面会時間は原則として、午前 9:00 から午後 8:00 (土日祝は 7:00) です。なお、今後変更する場合は、別途お知らせします。面会の際には面会票の記入をお願いいたします。
- ・外出・外泊 : あらかじめ所定の用紙での届出が必要となります。
- ・飲酒 : ご希望の方には、飲酒の機会を提供する場合がございます。
- ・備品の利用 : 施設内の物を破損された場合、実費相当を徴収する場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込み : 生活に必要な最小限の物のみをご用意ください。持ち物には必ず氏名の記入をお願いいたします。
- ・金銭・貴重品 : 原則としてご自身での管理をお願いいたします。やむを得ない事情がある方については、事務室で管理させていただきますが、夜間や土日祝日は出し入れが出来ませんのでご了承ください。
- ・施設外での受診 : 医療機関を受診する場合には、施設からの紹介状が必要となります。必ず、職員に受診の相談をお願いいたします。また、外出、外泊時に緊急で受診した場合にも、必ず当施設に連絡をください。
- ・ペットの持ち込み : 禁止しております。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、防火設備、非常電源設備など
- ・防災訓練 火災想定訓練 年 1 回以上
地震想定訓練 (夜間想定を含む) 年 3 回以上
その他、基本訓練 (消火・通報・避難等) 年 2 回以上

6. 禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

- ・当施設には支援相談の専門員として、支援相談員等が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

受付時間 日・祝日を除く午前 8:30 から午後 5:30 まで

電話 03-5753-3901

要望や苦情などは、担当にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、各階に備え付けられた「ご意見箱」にてお申し出いただくこともできます。

*当施設担当者以外の窓口

- ・品川区福祉部高齢福祉課支援調整係 03-5742-6728
- ・東京都介護保険制度相談窓口 03-5320-4597
- ・東京都国民健康保険団体連合会
介護サービス苦情相談窓口 03-6238-0177

<別紙2>

介護保健施設サービスについて
(令和6年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：リハビリテーション実施計画を立案し、他職種協働のもと実施いたします。

◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

令和元年6月1日より在宅強化型基本単位の算定となりましたが、算定要件を満たさない場合は加算型の算定となります。

【負担1割】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	859円	941円	1,012円	1,074円	1,134円
多床室	950円	1,033円	1,106円	1,169円	1,227円

【負担2割】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	1,718円	1,882円	2,023円	2,148円	2,268円
多床室	1,899円	2,065円	2,211円	2,337円	2,453円

【負担3割】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	2,577円	2,822円	3,035円	3,221円	3,401円
多床室	2,848円	3,097円	3,316円	3,506円	3,679円

加算料金

各種加算		負担1割	負担2割	負担3割
初期加算(I)	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、施設に入所した者について、1日につき所定単位数を加算する	66円	131円	197円

初期加算（Ⅱ）	入所した日から起算して30日以内の期間について1日につき加算する	33円	66円	99円
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を、50で除して得た数以上の配置があり、栄養ケア計画の作成をすること	12円	24円	36円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	基本型の施設で一定割合以上の在宅復帰を実現している施設に加算	56円	111円	167円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	在宅強化型の施設で一定割合以上の在宅復帰を実現している施設に加算	56円	111円	167円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合	20円	40円	59円
夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合	27円	53円	79円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） *1	介護職員の処遇の改善等をしているものとして東京都知事に届出を行っている場合	利用単位数によって異なります		
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置され、入所者数が適切である施設の入所者が退所後生活する居宅または施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している	262円	524円	785円
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置され、入所者数が適切である施設の利用者に対して記憶の訓練や日常生活活動の訓練などを行った場合	131円	262円	393円
短期集中リハビリテーション実施加算	入所後3か月以内に集中的にリハビリを行った場合	282円	563円	844円
認知症ケア加算	認知症専門棟を利用した場合	83円	166円	249円
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合	131円	262円	393円
外泊時費用（1ヶ月に6日を限度）	施設利用料に代えて算定します（初日と最終日は施設利用料を算定）	395円	789円	1,184円
外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	施設利用料に代えて算定します（初日と最終日は施設利用料を算定）	872円	1,744円	2,616円
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	入所前後に居宅などに訪問し施設サービス計画の策定や方針の決定を行った場合	491円	981円	1,472円
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	入所前後に居宅などに訪問し、より具体的な施設サービス計画の策定や方針の決定を行った場合	524円	1,047円	1,570円
試行的退所時指導加算 *2	入所者が試行的に退所する場合において、退所後の療養上の指導を行った場合	436円	872円	1,308円
退所時情報提供加算（Ⅰ） *2	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合	545円	1,090円	1,635円

退所時情報提供加算（Ⅱ） *2	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する	273円	545円	818円
入退所前連携加算（Ⅰ） *2	イ 入所予定日前30日～入所後30日以内にケアマネジャーと連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を決定 ロ 入所期間が1月を超え退所し、入所者の同意を得てケアマネジャーへ診療情報提供、かつ、サービス利用調整を行った場合	654円	1,308円	1,962円
入退所前連携加算（Ⅱ） *2	上記（Ⅰ）のロの要件を満たすこと	436円	872円	1,308円
訪問看護指示加算 *2	訪問看護指示書を作成した場合	327円	654円	981円
療養食加算/回	療養食を提供した場合	7円	13円	20円
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	肺炎・尿路感染症・带状疱疹の者に対し、投薬・処置などを行った場合	261円	521円	782円
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	診断、投薬、検査等の内容を診療録に記載し実施状況を公表している場合。又、医師が感染症対策等研修に参加している場合	524円	1,047円	1,570円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1. 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上 2. 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 3. 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 4. 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の1・4の要件を満たすこと 2. 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上 3. 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 4. 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 5. 介護職員、看護職員ごとの認知症ケ	5円	9円	13円

	アに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定			
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	<p>1. 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。</p> <p>2. 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。</p> <p>3. 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。</p> <p>4. 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施</p>	164円	327円	491円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ・（Ⅰ）の（1）、（3）及び（4）に掲げる基準に適合。 ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。 	131円	262円	393円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出している。必要に応じてリハビリ計画の内容を見直す等、リハビリの実施に当たって、当該情報その他必要な情報を活用している。リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	58円	116円	174円

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (Ⅱ)	リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	36円	72円	108円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	褥瘡の発生するリスクについて施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3ヶ月に1回評価を行い、厚生労働省に提出し、医師等多職種が共同して褥瘡ケア計画を作成した場合	4円	7円	10円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし、褥瘡の発生がないこと	15円	29円	43円
排せつ支援加算 (Ⅰ)	要介護度の軽減の見込みについて医師か医師と連携した看護師が入所時に評価し、6ヶ月に1回評価して厚生労働省に提出。またその支援計画を作成して3ヶ月に1回評価した場合	11円	22円	33円
排せつ支援加算 (Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし、排尿・排便の状態が改善又は両方が維持、オムツが外れた場合	17円	33円	49円
排せつ支援加算 (Ⅲ)	(Ⅰ)の要件を満たし、排尿・排便の状態が改善かつ、両方が維持、オムツが外れた場合	22円	44円	66円
自立支援促進加算	医師が自立支援のために医学的評価を入所時に行い、6ヶ月に1回、医学的評価の見直しをし、支援計画等の策定等に参加している。また多職種が共同して支援計画を作成し、ケアを実践し、3ヶ月に1回、支援計画を見直している。その内容を厚生労働省に提出している場合	327円	654円	981円
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅰ) イ	1. 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講すること 2. 入所後1月以内に、状況に応じて入所者の処方内容を変更する可能性があることについて主治の医師に説明し、合意していること 3. 入所前に当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、入所中に当該処方内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行うこと 4. 入所中に当該入所者の処方内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行うこと 5. 入所時と退所時の処方内容に変	153円	306円	458円

	更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること			
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イの要件1、4、5に掲げる基準のいずれにも適合していること ・入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと 	77円	153円	229円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ又はロを算定していること ・当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること 	262円	524円	785円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定していること ・退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少していること 	109円	218円	327円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出し、有効に活用している場合	44円	88円	131円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	（Ⅰ）の要件を満たし、より多くの情報を厚生労働省に提出している場合	66円	131円	197円
安全対策体制加算	必要研修を受けた担当者が安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	22円	44円	66円
緊急時治療管理	緊急時に所定の対応をした場合	565円	1,130円	1,694円
経口維持加算（Ⅰ）	摂食機能障害を持つ利用者に対して多職種が共同して経口維持計画を作成し対応した場合	436円	872円	1,308円
経口維持加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に追加して、施設医以外の医師・歯科医師・歯科衛生士・言語療法士を含んだ会議を実施した場合	109円	218円	327円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	<p>入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと</p> <p>口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること</p>	120円	240円	360円

退所時栄養情報連携加算	厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者であること。 管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。 1月につき1回を限度として所定単位数を算定する	77円	153円	229円
ターミナルケア加算	死亡日	2,071円	4,142円	6,213円
ターミナルケア加算	死亡日前々日、前日	992円	1,984円	2,976円
ターミナルケア加算	死亡日30日前～4日前	175円	349円	524円
ターミナルケア加算	死亡日45日前～31日前	79円	157円	236円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること	11円	22円	33円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること	6円	11円	17円
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していること	令和6年度 109円 令和7年度以降 55円	令和6年度 218円 令和7年度以降 109円	令和6年度 327円 令和7年度以降 164円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	・（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること ・見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと	109円	218円	327円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生	11円	22円	33円

	産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと			
--	---	--	--	--

* 1) 介護職員処遇改善加算 (I)

(総利用単位数×7.5%×10.90×10%) が1日あたり加算されます。

東京都が受理した場合、加算 (I) となりますが、受理されなかった場合は変更となります。

- * 2) 試行的退所時指導加算、退所時情報提供加算、入退所前連携加算 (I) (II)、訪問看護指示加算は、退所時に医師、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、訪問看護ステーション等と連携し、利用者の同意を得て文書にて必要な情報を提供するものです。

(2) その他の料金

① 食費 (1日あたり) / 2,000 円*

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② おやつ代 (1日あたり) / 100 円 おやつ行事 (月1回程度) / 50 円 (加算)

当施設で用意するものをご希望される場合にお支払いいただきます。

③ 居住費 (療養室の利用費) (1日あたり) *

・従来個室 / 1,750 円 ・多床室 / 710 円

外泊時にも居住費をいただくこととなります。(但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

* 上記①「食費」及び③「居住費」について、国が定める負担限度額段階 (第1段階から3段階②まで) の利用者の自己負担額の免除および減額制度がございますのでご相談ください。

④ 特別な室料 (1日あたり)

◇個室 / 5,000 円 ◇ 2人室 / 3,000 円

個室や2人部屋のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室、2人部屋をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

⑤ 文書代

◇診断書代 (簡易なもの) 3,300 円 ◇診断書代 (成年後見制度用) 22,000 円

◇入所証明書等 1,650 円

⑥ インフルエンザワクチン代 実費

⑦ クラブ費 / 実費

クラブやレクリエーションで使用する材料費等、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。活動により金額が異なります。

⑧ 日用品費 (1日あたり)

◇Aセット 実費

バスタオル、フェイスタオル、オシボリ白ウエット、オシボリ白ドライ・保湿クリーム

◇Bセット 実費

バスタオル、フェイスタオル、オシボリ白ウエット、オシボリ白ドライ、歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、BOXティッシュ、リンスインシャンプー、ボディソープ、保湿クリーム、スカイデント、ヘアブラシ

◇Cセット **実費**

室内着（上）、室内着（下）、Tシャツ、下着、靴下
施設内の日常生活において使用するタオル等は、外部業者に委託しておりますので、ご利用する場合には、別途申し込みが必要となります。

⑨ 個別洗濯代（一袋当たり） **実費**

ご家族が洗濯をできない場合に、外部業者に委託をします。ご利用する場合には、別途申し込みが必要となります。

⑩ 請求書発行手数料 **実費**

日用品（A、B、Cセット）や個別洗濯を利用いただく場合にお支払いいただきます。
柴橋商会用の口座振替依頼書を利用される場合は不要となります。

⑪ その他

特別な行事などについては別途料金がかかる場合があります。

(3) 支払い方法

- ・毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の26日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、金融機関口座自動引き落としとなりますが、現金などでの支払いをご希望される方はご相談ください。

個人情報の利用目的

(令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設ケアセンター南大井では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設ケアセンター南大井を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2（*1・*2を含む）及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者（ ）による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

（続柄： ）

電話番号

介護老人保健施設ケアセンター南大井
施設長 尾辻 瑞人 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

※身元引受人と同じ場合は記入不要

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

※身元引受人と同じ場合は記入不要

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

かかりつけ医連携薬剤調整加算に関する同意書

当施設では、介護老人保健施設としての機能を発揮し、投薬を受けている入所者に対し、処方方針を当施設医とかかりつけ医が事前に合意し、入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、変更、減薬する取り組みを行います。

「かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の要件に基づき、退所日に算定しますので、加算へのご理解と同意をいただき、同意書への記入をお願い致します。

1) 当施設医より、入所前かかりつけ医へ処方薬調整への同意を行います。

かかりつけ医名 ()

2) 当施設と連携している調剤薬局と連携します。

3) 処方薬変更、減薬開始時、開始後の経過、結果についてご家族へ報告いたします。

4) 在宅及び、施設への退所時に診療情報提供書にて、かかりつけ医へ処方薬変更、減少の情報提供を行います。

介護老人保健施設 ケアセンター南大井

施設医 尾辻 瑞人

上記の加算主旨を理解し、健全な医学管理の下に薬剤減少調整に同意致します。

令和 年 月 日

本人氏名： _____

身元引受人： _____